

ケープ^o真鶴

概 要

1. 名 称	ケープ真鶴
2. 所 在 地	神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴 1 1 7 5 番地 1 外
3. 所 有 者	真鶴町
4. 所 管 課	産業観光課
5. 事 業 経 緯	平成 16 年5月末に小田急グループの箱根観光船(株)が真鶴町から撤退したことにより、現在のケープ真鶴及びお林展望公園を町が直接管理運営を行うことになる。 町が運営するにあたり、小田急が観光事業として経営していた規模では運営が困難であることから、番場浦の売店、三ツ石海岸の売店等を廃止した中で、ケープ真鶴本館の1階部分に売店、喫茶、食堂のみで営業を開始した。また、2Fの遠藤貝類博物館は、平成 21 年4月にオープンした。 平成 27 年4月1日からは指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理運営を行っている。(遠藤貝類博物館、シーフロントを除くエリア)
建築内容	敷地面積 38,000㎡ 鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 建物全体 2,036㎡ 内訳 ケープ真鶴 1,052㎡ 遠藤貝類博物館 985㎡
6. 主要施設	○1F (指定管理者) 売 店 営業時間 平日 10:00~16:00 土日祝 10:00~17:00 レストラン 営業時間 平日 11:00~15:00 土日祝 11:00~16:00 (レストランのみ火曜定休) ○2F (教育委員会所管) 遠藤貝類博物館 海の学校 ○シーフロント (別館) 町民へ貸付中 ○第一駐車場 84台 (1台 1,000 円) ○第二駐車場 18台 (1台 1,000 円) ○番場浦駐車場 90台 (1台 1,000 円)

7. 条 例 等	○ケーブ真鶴条例 ○ケーブ真鶴条例施行規則
----------	--------------------------

経過と概要

○小田急営業時代～小田急撤退

昭和の時代より、真鶴半島のお林内に小田急グループが観光事業を展開するため、(株)箱根観光汽船として「小田急ケーブパレス」、「真鶴サボテンランド」として営業を行っていた。当時は団体の大型バスやファミリー等で賑わいを見せていた。平成に入り、施設の老朽化等もあり小田急が平成4年～平成5年にかけてケーブパレス、サボテンランドともに施設の全面改修を行い現況の建物等が建築される。

その後、バブル景気の崩壊などもあり、営業状況が悪化する中、平成15年頃、町へ土地の賃借料を毎年約4,000万円納入していたが、この賃借料の見直しをしてもらいたいとの打診があったが、当時の町長の方針もあり見直しはできないという結論に達した。その後、小田急側と町とで協議を重ねるが、結果として小田急グループは撤退という方針に至る。

町としては、議会に半島利用特別委員会を設置し、小田急撤退後のケーブパレス等の利用方法等を協議した結果、半島の特別地域内は保全地域としていく方針であったため、ケーブパレスについては暫定的に町が規模を縮小した中で営業することとし、サボテンランドについては、将来的に半島内への車両乗り入れ禁止を視野に入れ、駐車場にすることも検討した中で、観光地として跡地をそのままにすることはできないため、芝生を敷いて広場とした。

○町の直接管理～平成24年度

旧真鶴ケーブパレスが、平成16年5月で営業を終了し、平成16年6月よりケーブ真鶴として、ケーブ本館のみで、食堂、売店、喫茶の営業を始めた。平成16年度～平成18年度ごろは、小田急が撤退したことがあまり認知されていなかったこともあり、大型バスの立ち寄りも多く、特に売店の売上がよく、ケーブ真鶴の収支として黒字を確保できていたため、暫定的に始めた町の直営での営業を続けることになった。しかし、平成19年度ごろより、町の直営であることから、送客手数料を出していなかったことや、社会的に景気の低迷等もあって大型バスの立ち寄り等も年々減少をしていったため、ケーブ真鶴の収支としては赤字となっていた。

町としても収支を改善させるため、食堂のメニューで要望が多かった鮮魚を使用した料理を提供するなど改革を行ったが、ケーブ周辺は景勝地であり食事を目的に来店する観光客も少なかったことから、天候に非常に左右され、食堂の売上は上がったが鮮魚等の材料をロスすることも多く収支の改善には至らなかった。

また、ケーブ真鶴の営業とは別に、ケーブ真鶴本館2Fに補助金等を活用し、岩海岸にあった遠藤貝類博物館が平成21年4月にオープンし、その数年前より活動していた海の学校とあわせ真鶴の海を紹介することは一定の成果が上がっているが、ケーブ真鶴の営業面にはほとんど影響がない状況となっている。

○指定管理者制度の導入～平成 27 年度

平成 26 年度、町はケーブ真鶴の設置目的に沿った効果的な運営を図るため、ケーブ真鶴の管理に指定管理者制度を導入することとし、平成 27 年 4 月 1 日から指定管理者がケーブ真鶴の管理運営を行う。（指定期間 5 年間）

【指定管理者】

- 平成 27 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日

株式会社 スポーツプラザ報徳 / 小田原市堀之内 458

- 令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

株式会社 新世紀商事 / 横浜市神奈川区西神奈川 1-19-14 803 号室

※令和 2 年 4 月 1 日～ 駐車場 1,000 円

（真鶴町民・湯河原町民・ふるさと町民、2,000 円以上利用者はキャッシュバック）